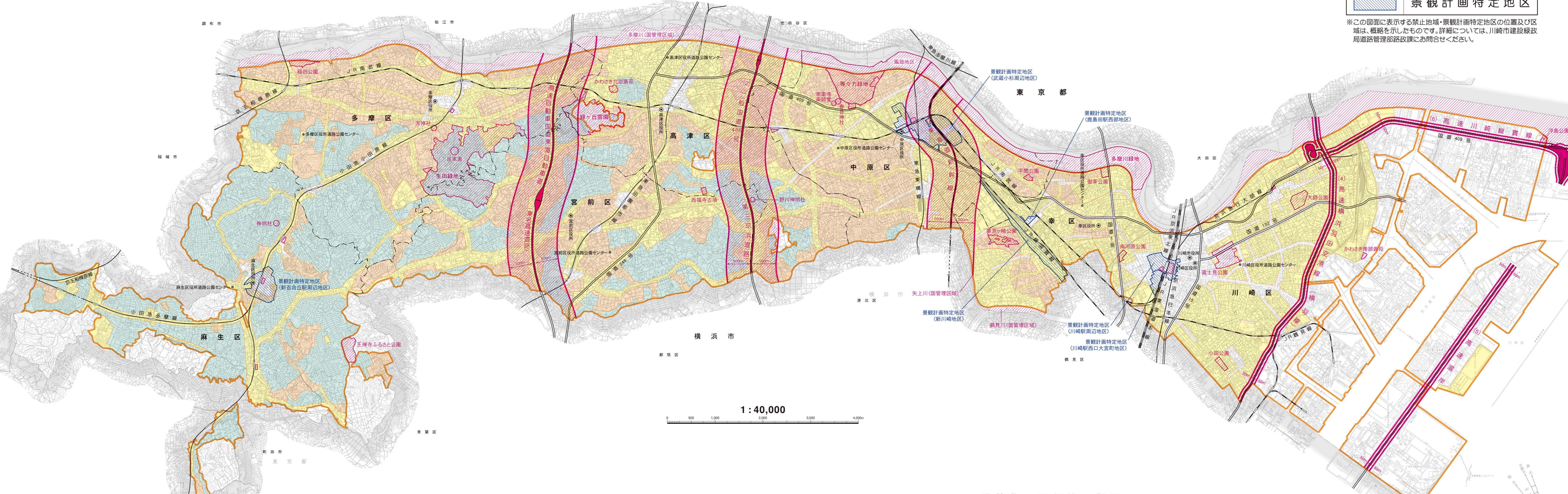


川崎市屋外広告物禁止地域概要図

凡	例
	禁止地域
	景観計画特定地区

※この図面に表示する禁止地域・景観計画特定地区の位置及び区域は、概略を示したものです。詳細については、川崎市建設緑政局道路管理課にお問合せください。



高速自動車国道東海自動車道	一般国道466号	東海道新幹線	高速横浜羽田空港線	高速湾岸	高速川崎縦貫線
高津区宇余坂 上作延 2丁目 下作延 3丁目 久地4丁目	宮前区神木木町1丁目 上小田中1丁目 3丁目 4丁目 5丁目	中原区上新城1丁目 多摩川風致地区(幸区小向仲野町~中原区宮内まで)	幸区市北加瀬3丁目 南加瀬4丁目 矢上	川崎区池上新町1丁目 2丁目 2丁目 3丁目	川崎区根本1丁目 2丁目 田辺新田 3丁目 浜町2丁目 南渡辺町 4丁目
宮前区けやき平 鷹沼1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目 7丁目 8丁目 9丁目 10丁目 11丁目 12丁目 13丁目 14丁目 15丁目 16丁目 17丁目 18丁目 19丁目 20丁目	白幡台1丁目 下野毛1丁目 北見方1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目 7丁目 8丁目 9丁目 10丁目 11丁目 12丁目 13丁目 14丁目 15丁目 16丁目 17丁目 18丁目 19丁目 20丁目	上丸子八幡町 町野 小杉町1丁目 3丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目 7丁目 8丁目 9丁目 10丁目 11丁目 12丁目 13丁目 14丁目 15丁目 16丁目 17丁目 18丁目 19丁目 20丁目	浮島町 堤浜1丁目 昭和2丁目 大御河原1丁目 2丁目 出来野 殿町1丁目 日/出1丁目 四谷上町 四谷下町 浅田1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 浅野町 池上町 小田中1丁目 小田中2丁目 網走通3丁目 4丁目 5丁目	川崎区東扇島 川崎区江川1丁目 2丁目 小島町 甲町1丁目 3丁目 大御河原1丁目 2丁目 3丁目	

風致地区(第4条1-1)	多摩川風致地区(幸区小向仲野町~中原区宮内まで)	公園(第4条1-6)	全市の公園又は緑地(概要図一部掲載)
建造物(第4条1-2)	日本民家園(多摩区生田緑地内)	河川(第4条1-7)	多摩川、鶴見川、矢上川(国管理区域)
史跡(第4条1-3)	春日神社 業師堂(中原区宮内) 常楽寺	古墳・墓地(第4条1-9)	西福寺古墳(高津区根ヶ谷) 緑ヶ丘霊園(高津区上作延)
保安林(第4条1-4)	春日神社(中原区宮内) 神明社(宮前区野川) 天神社(多摩区枳形)	火葬場(第4条1-10)	かわさき北部斎苑 かわさき南部斎苑
道路・鉄道(第4条1-5)	高速自動車国道東海自動車道 一般国道466号 高速横浜羽田空港線 東海道新幹線 高速湾岸 高速川崎縦貫線	駅前広場(第4条1-11)	川崎駅前(曙口広場、武蔵新城駅前南口広場、大師駅前広場、百合丘駅前広場、武蔵小杉駅前広場、相生駅前広場、向ヶ丘遊園駅前南口広場、新百合丘駅前南口広場)

禁止地域(原則として広告物を出せない地域)

- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により指定された風致地区。
- 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で、市長が指定する範囲内にある地域。
- 川崎市文化財保護条例(昭和34年川崎市条例第24号)第2条の規定により指定された建造物、史跡及び天然記念物等の文化財並びにこれらの周囲で、市長が指定する範囲内にある地域。
- 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号の規定により指定された保安林のある地域。
- 道路、鉄道及びこれらから展望できる範囲で、市長が指定する区間及び区域。
- 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に指定する都市公園の区域。
- 河川、港灣、広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域。
- 官公署、学校、図書館、公民館、体育館、病院、公衆便所、その他公共的建造物で市長が指定するもの及びこれらの敷地。
- 古墳、墓地並びにこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域。
- 社寺、教会、火葬場の建造物及びその周囲で、市長が指定する区域。
- 川崎市駅前広場占用条例(昭和38年川崎市条例第20号)第3条に規定する駅前広場。

建築物の形態等の制限

用途地域	建ぺい率 %	容積率 %	外壁後退距離	建築物の敷地面積の最低限度	高度地区の種類	建築物の高さの最高限度	北側制限の控除高	北側制限の勾配
第一種低層住居専用地域	30	60	敷地境界から1m	125㎡	第1種高度地区	10m	5m	0.6/1
	40	80						
	50	100						
第二種低層住居専用地域	50	100	—	100㎡	第2種高度地区	15m	7.5m	1.25/1
第一種中高層住居専用地域	60	150	—	—				
第二種中高層住居専用地域	60	200	—	—				
第一種住居地域	60	200	—	—	第3種高度地区	20m	10m	1.25/1
第二種住居地域	60	300	—	—				
準住居地域	60	300	—	—				
近隣商業地域	80	300	—	—	—	—	—	—
商業地域	80	400	—	—	—	—	—	—
	200	—	—	—	—	—	—	—
	300	—	—	—	—	—	—	—
	400	—	—	—	—	—	—	—
準工業地域	60	200	—	—	第3種高度地区	20m	10m	1.25/1
	300	—	—	—				
工業地域	60	200	—	—	第4種高度地区	20m	10m	0.6/1
	300	—	—	—				
工業専用地域	40	—	—	—	—	—	—	—
	60	200	—	—	—	—	—	—

(注)1: 路線的に用途地域が定められている場合は、原則として道路(計画道路を含む)の境界から奥行25mまたは50mとしています。また、鉄道の沿線については、原則として軌道の中央から50mとしています。
2: この図面に表示する地域地区、都市施設等の位置及び区域は、右下に示す印刷日における都市計画の概略を示したものです。詳細については、川崎市都市計画図を参照してください。

川崎市屋外広告物条例第4条第5号に規定する禁止地域一覧表

(1) 高速自動車国道東海自動車道(東名高速道路)	道路(鉄道)から両端500m
(2) 一般国道466号(第3京浜道路)	
(3) 東海道新幹線(新幹線)	
(4) 高速横浜羽田空港線(横羽線)	道路から両端50m
(5) 高速湾岸	
(6) 高速川崎縦貫線	

